

子どもの数が減少してきている。アンケートの結果を見るかぎり、短期支援や一時預かりなど、コロナ禍での支援は難しいと思いますが、子育て世代のニーズに少しでも答えられる様「支援サービスの充実」はこれからの課題なのかと。

どの年齢の子どもについても、子どもを預ける事業の利用が多く、ますます各家庭の育児支援以外に、社会が子どもを育てるための制度と充実が求められていると感じた。住民の要望に応える形で、家庭外保育の枠をひろげることは、社会的な傾向をふまえると大切なことではあるが、一方、家庭外保育を利用しながらでも、子どもが健全に育つためには、健全な愛着関係が家庭で築けていることが大原則である。その家庭でその家庭らしく、自信をもって子育てできるための支援はさらに重要で、現代の保護者が魅力を感じる保護者への支援や、教育の機会が提供できるよう、既存の事業のあり方、実施のしかたも検討していけると良い。

新型コロナ感染症拡大防止に向け、三密を避けるため集合型のイベント等は当初計画どおりの実施が不可能であったことから、評価を低くせざるを得なかったと思われるものが多々みられる。

しかしながら、この時期にあってさまざまな工夫をしながら計画事業の一部でも実施し、町民のニーズに応えたことは一定の評価に値すると言え、一部事業が出来なかったことのみで、単純にC評価とするのは如何かとも思われる。

一方、住民のニーズを十分把握し、これに対応した事業計画を立案すべきであるところ、未だ把握中とし、未着手のE評価とするものも散見される。まずは住民へのPR方法を工夫し、ニーズの有無を含め、十分な掘り起こしに務める必要があると思われる。

また、男女共同参画推進関係は、意識づくりが大切であり、子育て支援にも関わるので、住民向け、企業向け等一層の取り組みを続けていただきたい。

母子保健事業の表の対象と受診を比べると「1歳児歯科指導教室」は13名、「視聴覚検診」は15名、「2歳児歯科検診」は7名未受診になっている。

健康診査は、仕事を休んででも受診しよう考えるが、共働き家庭にとって午後1時頃からの受付は、仕事を調整するのが難しく、それが未受診にもつながっているのではないかと思います。今後、就労していても受診しやすい曜日、時間を検討していく必要があるのではないかと思います。

コロナ禍で、病児のファミリーサポートが不可になっているが、病児保育事業の実績がさほど上がっていないのは何故なのか。保育園では病気で欠席する子も多いので、疑問に思う。利用のしやすさ又対象（さくら保育園に通っていれば、小田原や秦野などに住んでいる子も利用できる）等、再度検討していく必要があるのではないかと思います。

会議の質疑応答について、コロナ禍での地域とのつながりから、子育て中の方と地域の方とのつながり、閉鎖感が問題となり、以前より浮ぼりとなっている様に感じます。

保育園や子育てセンターの他に、地域、子育て世代、親世代、子供がこちよい居場所、気軽に行ける所と町があると良いと思います。意見や声上がるまで、待っているという考えから、町が困っているならその場を提供する、作ることを積極的に行うと、言えないなやみ、子供の居場所の確保が自然と出来るのではないかと思います。

旧土木事務所にカフェ、診療所、支所、銀行 ATM など、誰もが誰でも気軽に立ち寄れる所があると、雑談ができたり 1 人親の家族が夕食を食べたり、お年寄の集いなど出来るのではないかと思います。どの町でもやっていない事を松田町から

- ・コインランドリーなどは使用されている方が多い
- ・支援センターを使用する人
- ・立花学園の生徒さんの学食
- ・子供食堂としても使用できる
- ・学習スペース（夏休みなどで、昼食を食べながら子供が宿題をやるなど・・・）

コロナで人とのかかわりが少なくなってしまったからこそ、誰かが誰かを見ていて、全体で育てていける環境作りを目指してほしいです。

コロナ禍において、柔軟に、創造的代替策を検討し、実施されたのでしょうか。事業が停滞し、そのことにより、子どもの育ちが阻害されていることがないように、事業の遂行、実施、日頃からの子育て支援の実践にはご配慮をお願いしたいと思います。

子どもがすくすくと育つために「よく遊び、よく学べ」が大切だと言われ続けてきました。「遊び」が子どもにとって不可欠の権利であることが、「児童憲章」（第 9 条）にも、国連の「子どもの権利条約」（第 31 条）も、明記されていることです。

特に、子どもの権利条約第 31 条は、遊びの権利を、子どもの休息権・余暇権および文化的な生活・芸術への参加権とセットでとらえて重視しています。子どもの権利に着目した子ども・子育て支援事業計画であればこそ、コロナ禍を超えて、子どもの文化権を保障する実践的メニューの検討、構築へつなげていただきたいと思います。宜しく願い申し上げます。

紙面回答から考えると、各事業の評価理由が、基本目標 1～4 ごとにポイント説明して頂けるとありがたかった。

「休日保育事業」など、評価 E の事業については、複数年ニーズがない場合、事業を設定しなくても良いのではないかと考える。もちろんニーズが生じた時は、いつでも設定できる状態を保持しておくことが大切であると思う。

各事業の評価について、例えば「人権教育」の評価が「A」（進捗率 90%以上）の場合、進捗率 100%の内容を明文化されるとよいと思う。同じ「A」評価であっても進捗率や取り組み内容が異なるので記号や数値では見えない部分を補足できる。

※調査票の資料標題が「令和 2 度～」になっていましたので、「令和 2 年度～」に修正されるとよいと思います。データ等含めた調査資料作成、本当にお疲れ様でした。

第 2 期松田町子ども子育て支援事業計画は良くまとまっています。子育て支援事業の量の見込みの数字が令和 2 年度から 6 年度まで変わっていないのですが、だんだんと子供が減る傾向になるのではないですか？

幼稚園における一時預かり事業の実施箇所 1 号・2 号はどの場所を示しているのですか？
検討の質疑応答は良くまとまっています。

※原文ママ